

2011年5月16日

各位

会社名 水戸証券株式会社
代表者名 取締役社長 小林 一彦
(コード番号 8622 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 鈴木 信義
(Tel 03-6739-5451)

投資信託の募集手数料・信託報酬の一部寄附について

このたびの東日本大震災により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2011年6月1日より取扱開始となります「水戸証券 アジア・オセアニア債券オープン（寄附付）」の募集手数料の一部および信託報酬の一部を、東日本大震災の被災県（岩手・宮城・福島・茨城の各県）へ寄附することとしますのでお知らせいたします。

記

1. 寄附額について

科目	内容	対象期間
信託報酬	日々のファンド純資産総額に対し年率 0.15% について、委託会社に取りまとめて寄附を行う。	2021年まで毎年
販売手数料	当初申込期間における販売手数料の 3分の1 について、販売会社が寄附を行う。	当初申込期間のみ

2. その他

- 寄附先は岩手・宮城・福島・茨城の各県の震災復興支援の基金等とします。
- 各県の寄附額については、初年度は均等に行い、その後は毎年見直しを行います。
- 委託会社は岡三アセットマネジメント(株)となります。

被災地の早期の復興をお祈り申し上げるとともに、微力ながら尽力してまいりたいと存じます。

以上

水戸証券アジア・オセアニア債券オープン(寄附付)を

お申込みされるお客様のご判断にかかる重要事項について

ファンドの投資リスク

当ファンドは、主にアジア・オセアニア地域の債券等を実質的な投資対象としますので、組入れたアジア・オセアニア地域の債券等の価格の下落や、組入れたアジア・オセアニア地域の債券等の発行体の破綻や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドのリスクは上記に限定されません

お客様の負担となる費用等

申込時に直接的にご負担いただく費用	
申込手数料	当初申込期間 1口1円に対して上限3.15%(税込) 継続申込期間 1口につき申込の翌営業日の基準価額に対して上限3.15%(税込)
換金時に直接的にご負担いただく費用	
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.10%
保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年1.1445%(税込) [実質的な信託報酬] 信託財産の純資産総額に対して年1.6275%(税込) 実質的な負担とは、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。 なお、実質的な信託報酬は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
監査費用	信託財産の純資産総額に対して年0.0126%(税込)
その他費用	・有価証券等の売買に係る売買委託手数料 ・海外における資産の保管等に要する費用 等 (その他の費用につきましては、運用状況等により変動するため、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。また、投資対象とする投資信託証券のその他費用を間接的にご負担いただきます。)
お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。 詳しくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の【ファンドの費用・税金】をご参照ください。	

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- 投資対象とする投資信託証券の換金請求の受付が中止または取消されたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、換金請求の受付を中止することや、すでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。また、換金代金の支払日が遅延することがあります。

投資信託についての留意事項

- 投資信託は、預金・金融債ではありません。預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等や外貨建資産に投資しますので、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。元本は保証されておりません。投資信託の運用による成果は、受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託の取得のお申込みに際しては、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む。)にて必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

ご利用にあたっての留意事項

- 上記内容は、作成時点のものであり、予告なく変更することがあります。
- ファンドの基準価額や分配金は過去の実績であり、将来の投資成果等を示唆または保証するものではありません。また、分配金が減少することや分配を行わないことがあります。

水戸証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 181 号

加入協会：日本証券業協会/(社)日本証券投資顧問業協会